

# 規 約

茨城県食品産業協議会

# 茨城県食品産業協議会規約

(名 称)

第1条 本協議会は、茨城県食品産業協議会（以下「本会」という。）と称する。

(会 の 構 成)

第2条 本会は県内に所在する食品製造業者団体及び食品製造業者をもって構成する。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所を水戸市（茨城県中小企業団体中央会内）に置く。

(目 的)

第4条 本会は県内における食品業界相互の連帯を密にし、中央と地方の意志疎通の円滑化を図り食品関連企業の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食品産業の連絡協調及び業界振興に関する事業
- (2) 食品苦情処理に関する事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要とする事業

(加 入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会長の承認を得て加入することができる。

(脱 会)

第7条 本会員は、会長の承認を得て脱会することができる。

(役 員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会 長   | 1名    |
| (2) 副 会 長 | 4名    |
| (3) 専務理事  | 1名    |
| (4) 理 事   | 20名以内 |
| (5) 監 事   | 2名    |

(役員を選任)

第9条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

ただし理事のうち1名は員外から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により定める。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、この会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順位にしたがい、その職務を代理する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の事務を執行し、会長及び副会長がともに事故あるときは、その職務を代理する。

4 理事は、理事会を組織し、この会の業務を執行する。

5 監事は、この会の庶務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問及び職員)

第12条 会長は、理事会の承認を受け、顧問若干名を委嘱することができる。

2 顧問は、本会の運営に関する重要事項につき会長の諮問に応じ意見を具申する。

3 本会に事務担当職員を置き、会長がこれを任免する。

(機関)

第13条 本会の機関は、総会、理事会及び三役会とする。

(総会、理事会及び三役会の招集)

第14条 総会、理事会及び三役会は、会長が必要に応じて招集する。

(総会の議決事項)

第15条 総会は、本規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 規約の変更

(4) 解散

(5) 会費の賦課及び徴収の方法

(6) その他本会の運営に関する重要事項

(理事会及び三役会の議決事項)

第16条 理事会及び三役会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議する事項

(2) その他本会の運営に関する事項で理事が必要と認める事項

(総会、理事会及び三役会の議長)

第17条 総会、理事会及び三役会の議長は、会長がこれにあたる。

(経費)

第18条 本会の経費は、会費及び補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(付 則)

1. この規約は、昭和49年2月27日から実行する。
2. この規約の一部改正は、昭和49年6月27日。
3. この規約の一部改正は、平成26年6月24日。
4. この規約の一部改正は、平成27年6月22日。